

令和8年度 長柄町認知症カフェ事業実施事業者募集要領

1 事業目的

長柄町認知症カフェ事業実施要綱に基づき地域の実情に応じて、認知症の人及びその家族、地域住民、専門職等誰もが参加し集うことができる場所として長柄町認知症カフェを開設し運営することにより、認知症になっても住み慣れた地域で安心してその人らしい尊厳ある生活ができる環境を確保し及び認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ることで認知症の人及びその家族を支える地域づくりを推進することを目的とする。

2 事業内容（別紙仕様書のとおり）

- (1) 認知症の人及びその家族、地域住民、専門職等の交流の場の提供及び交流の促進に関すること。
- (2) 認知症についての相談、情報提供、助言等の実施に関すること。
- (3) 認知症についての正しい知識の普及啓発に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。
- (5) 営利又は商業宣伝を目的としないこと。

3 委託期間

令和8年4月契約日 ～ 令和9年3月31日

4 応募資格

この事業を実施する団体は、次の要件を全て満たす団体等とする。

- (1) 介護保険法で指定を受けたサービス事業所であること。
- (2) 適切な事業運営が確保できると認められる町内の施設において行うこと。
- (3) 2か月に1回以上2時間程度で事業が実施できること。
- (4) 認知症の人及びその家族からの相談に対応できる者として、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、その他の専門職を1人以上配置すること。
- (5) 事業を実施するにあたり、長柄町認知症キャラバンメイト及び認知症サポーター等を含む認知症に関する知識を有する者を配置し、ボランティアの積極的な参加を促進すること。
- (6) 営利又は商業宣伝を目的としないこと。

5 委託料

年間26万円以内とする。

6 募集受付期限

令和8年3月31日（金）

7 提出書類

事業への参加を希望する事業者は、下記書類を提出すること。

- (1) 長柄町認知症カフェ事業実施（新規・変更）申請書（様式第1号）
- (2) 長柄町認知症カフェ事業実施（新規・変更）計画書（様式第2号）
- (3) その他町長が必要と認める書類（業務委託内訳書等）

8 審査および受託者の選定

(1) 事業者の選定は、事務局において審査を行い、決定する。

(2) 審査方法

提出書類をもって審査する。疑義の照会については別途事務局より聞き取りを行う。

9 その他

(1) 提出書類は返却しない。

(2) 活動については、地域包括支援センターと連携を図ること。

(3) 介護サービス事業者、地域の関係者等と連携を図り、地域に開かれた場になるよう努めること。

(4) 茶菓等提供する際には、衛生管理に留意すること。

(5) 本事業に係る経理と他の事業に係る経費とは明確に区別をすること。